

育児・介護休業法に基づく男性社員の育児休業等取得率の情報公表について

エフオーテクニカは、育児・介護休業法に基づき男性社員の育児休業等の取得状況について公表します。

（１）男性社員の育児休業等の取得状況の公表

2023年4月1日から育児・介護休業法（正式名：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）に基づき、常時雇用する労働者数が1,000人を超える事業主は、雇用する男性社員の育児休業等取得率を年1回公表する義務が生じることとなりました。この義務は、2025年4月1日からは社員が300人超1,000人以下の企業にも拡大されています。

（２）対象事業年度

2024年4月1日～2025年3月31日

（３）公表先

自社ホームページ及び女性活躍推進企業データベース

（４）男性社員の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

男性社員の育児休業等と育児目的休暇の取得割合とは、「A： 配偶者が出産した男性社員数」に対する「B： 育児休業等をした男性社員数」と「C： 小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性社員数」の合計を割合（％）で示したもの（小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示）です。計算式は、 $(B+C)/A$ となります。

エフオーテクニカは、男性の育児休業取得を促進するため、育児休業制度の周知を徹底し、取得をためらう社員の心理的な障壁を取り除くことが重要だと考えます。具体的には、上司や同僚が取得を後押しする雰囲気作りや、代替要員の確保など職場全体の体制整備が必要であり、また、短期間の育児休業も取得しやすいような工夫及び育児休業を取得した社員を不利益に扱わない事を周知して取得促進に努めてまいります。

◎ 男性社員の育児休業取得率 40.0%